

# 翻案権侵害の 主張立証

東京地方裁判所判事

大須賀 滋

Osuga Shigeru

250

[ Quarterly Jurist ] 2012 Summer / Number 02

## I. はじめに<sup>1)</sup>

本稿で取り上げる翻案権侵害の主張立証<sup>2)</sup>は、実務的なテーマである。しかし、このような実務的なテーマを考えるに当たっても、前提として翻案権に関するこれまでの議論を踏まえる必要もあると考えられるところから、本稿では、まず、翻案権に関するこれまでの議論についての整理をし、次に具体的な裁判例を素材とした翻案権侵害についての主張立証のあり方の検討を行うこととする。

## II. 平成13年最高裁判決

まず、出発点として、最高裁平成13年6月28日第

一小法廷判決（民集55巻4号837頁）、いわゆる江差追分事件の判決を取り上げる。この事案は、「北の波濤に唄う」と題するノンフィクション作品の作者が原告となって、NHKが制作、放送した「ほっかいどうスペシャル・遙かなるユーラシアの歌声——江差追分のルーツを求めて」と題するテレビ番組のナレーションが、原告作品のプロローグ部分の記述を翻案したとして、NHKほかを被告として翻案権侵害等を理由とする損害賠償を求めたものである。

一審の東京地裁平成8年9月30日判決（判時1584号39頁）の段階では、上記ノンフィクション作品に基づく請求のほか、原告の他の著作物である「ブタペスト悲歌」と題する小説の翻案権侵害に基づく請求、本件小説に関する名誉毀損を理由とする請求もされていたが、一審で認容されたのはこのうちの、①ノンフィクション作品の翻案権侵害に基づく損害賠償請求（被告NHKと函館局放送部副部長の2名について認容）、及び、②本件番組において原告が本件小説で取り上げたウラル源流説は独創的なものではないとした点が原告の名誉を毀損するとして損害賠償請求（被告NHK、上記副部長及び返書<sup>3)</sup>を作成した放送部長の3名に対し認容）である。他方、「ブタペスト悲歌」という本件小説の翻案権侵害を理由とする損害賠償請求については棄却されている。

これに対し、被告側のみが控訴したため、控訴審以後は、一審で原告の請求が棄却された本件小説についての翻案権侵害の請求は審理の対象となっていない。控訴審の東京高裁平成11年3月30日判決（民集55巻4号945頁参照）においては、名誉毀損に基づく損害賠償請求については一審の結論を変更して請求が棄却され、本件ノンフィクション作品の翻案権侵害の部分のみが維持されている。

これに対し、NHK側のみが上告受理申立てをしたため、最高裁では本件ノンフィクション作品の翻案権侵害の部分のみが審理の対象となった。

なお、東京高裁及び最高裁では審理の対象となっていない本件小説の翻案権侵害の部分についての一審判決の判断について若干触れておく。判決は、この点に

1) 本稿は、平成24年2月3日に東京大学で開催された第31回東京大学著作権法等奨学研究会（JASRAC）で発表した内容に加筆及び修正を加えたものである。発表の場を与えていただいた東京大学大学院大淵哲也教授並びに当日の研究会で貴重なご意見をいただいた参加者の方々に心より御礼を申し上げます。

なお、研究会当日に発表した内容のうち、最高裁平成13年10月25日判決（判時1767号115頁〔キャンディ・キャンディ事件〕）に関する部分は、紙幅の都合上、省略することとし

た。ご諒解をお願いしたい。

2) 「翻案権」という用語を、著作権法27条に示された権利全般を指すものとして用いるか、それとも、「翻訳権」、「編曲権」等の個々の権利と並列した権利にすぎないとみるのかについては、異なる見解があるが、ここでは前者の広い意味で用いる。

3) 「返書」とは、NHK函館局の放送部長が、番組の視聴者からの質問に答えたものである。